

①都道府県 ②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について													2. 就学援助制度の申請書の配布方法										
	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法											(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法												
						(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法											(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法												
					ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容								(2)(1)でキに○をした場合、その内容							
該当団体	43	43	43	42	2	30	21	6	27	27	36	9	0	11	11	31	13	6	0	4	2	8	8						
兵庫県	神戸市	学校経営支援課 学事計画係	078-322-5763	edu-gakuj@office.city.kobe.lg.jp	http://www.city.kobe.lg.jp/child/scholarship/enter/	○			○							○		○											
兵庫県	姫路市	教育委員会事務局 学校指導課 学事担当	079-221-2762	gakuj@city.himeji.lg.jp	http://www.city.himeji.lg.jp/s110/2212766/26977.html		○		○							○													
兵庫県	尼崎市	教育委員会事務局 学務課	06-4950-5671	ama-gakumu@city.amagasaki.hyogo.jp	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/school/primary/100shu.html	○	○		○	○	○					○													
兵庫県	明石市	明石市教育委員会 総務課	078-918-5054	ed-somu@city.akashi.lg.jp	http://www.edi.akashi.hyogo.jp/	○	○		○	○	○					○	○												
兵庫県	西宮市	教育委員会 学事課	0798-35-3851	k_gakuj@nishi.or.jp	http://www.nishi.or.jp/contents/0004118200030002700231.html	○	○	○	○	○								○											
兵庫県	洲本市	洲本市教育委員会 学校教育課	0799-22-6266	gakkyou@city.sumoto.lg.jp	http://www.city.sumoto.lg.jp/contents/20110330151807.html	○									○	各学校の就学援助事務担当者を集めて当該年度の制度内容について説明(主に、昨年度からの変更点)している。													
兵庫県	伊丹市	伊丹市教育委員会 管理部 管理課	0797-38-2085	非公表	http://www.city.ashiya.lg.jp/kanri/shoureihi_02.html	○	○		○	○	○					○													
兵庫県	伊丹市	学校教育部 学校教育室 学事課	072-784-8086	ed-gakko@city.itami.lg.jp	http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDGAKO/GAKUZI/SYUGAKUEN/1386673360270.html	○	○		○	○																			
兵庫県	相生市	教育委員会管理課	0791-23-7142	kyoikukanri@city.aioi.lg.jp	http://www.city.aioi.lg.jp/	○									○	全世帯に対して広報誌にパンフレットを折込み、書面で制度を周知している。													
兵庫県	豊岡市	豊岡市教育委員会 ことども教育課 学務係	0796-23-1451	kodomokyouiku@city.toyoaka.lg.jp	http://www.city.toyoaka.lg.jp/	○	○		○	○										○	○	○	○	申請書等の様式はないが、全世帯に周知後、各学校にて就学援助を希望する保護者に対して、手紙を進める。 給食費、学年費などの滞納が多い保護者に対して、学校が制度の説明をしたあと、申請書を配布					
兵庫県	加古川市	教育総務部 学務課	079-427-9343	gakumu@city.kakogawa.lg.jp	http://www.city.kakogawa.lg.jp/iku/1473645611168.html	○	○	○	○	○						○	○												
兵庫県	赤穂市	教育委員会総務課総務係	0791-43-6857	kyosoumu@city.ako.lg.jp											○	2月(児童扶養手当等受給者)、5月(全保護者)に制度案内を配布													
兵庫県	西脇市	西脇市教育委員会 学校教育課	0795-22-3111	gakkou@city.nishiwaki.lg.jp	http://www.city.nishiwaki.lg.jp/	○	○								○	毎年6月に全児童生徒にチラシを学校を通じて配布													
兵庫県	宝塚市	学事課	0797-77-2366	takarazuka0111@city.takarazuka.lg.jp	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/	○		○		○	○					○	○												
兵庫県	三木市	三木市教育委員会ことども未来部 学校教育課学事グループ	0794-82-2000(内線3546)	gakko@city.miki.lg.jp	http://www.city.miki.lg.jp/	○	○		○	○						○							○	各学校で制度案内を配付後、教育委員会で希望者(来庁者)に対して申請書を配布					
兵庫県	高砂市	教育部学校教育室学務課	079-443-9053	tact7510@city.takasago.lg.jp	http://www.city.takasago.lg.jp	○	○								○	毎年5月中旬に各学校を通じ、全校児童生徒にチラシ兼申込書を配布													
兵庫県	川西市	教育委員会事務局教育推進部学務課	072-740-1256	kawa0156@city.kawanishi.lg.jp	http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kodomo/1000803/shugaku_enryo.html	○		○	○	○						○													
兵庫県	小野市	学校教育課	0794-63-2409	gakko@city.ono.hyogo.jp	http://www.city.ono.hyogo.jp/		○		○	○	○					○	○												
兵庫県	三田市	三田市教育委員会 学校教育課	079-559-5136	kkyoiku@city.sanda.lg.jp	http://www.city.sanda.lg.jp/kyoiku/shuugakuenjo/shuugakuenjo.html	○		○	○	○	○					○													
兵庫県	加西市	加西市教育委員会学校教育課	0790-42-8772	gakko@city.kasai.lg.jp	http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/07kyoi/03shug02.htm	○	○								○	申請受付時に、各学校で全児童生徒に案内文書を配布													
兵庫県	篠山市	兵庫県篠山市教育委員会事務局 学事課学務係	079-552-5714	gakuj.div@city.sasayama.hyogo.jp	https://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/gakuj/	○			○	○						○													
兵庫県	養父市	養父市教育委員会学校教育課	079-664-1627	gakkoukyoiku@city.yabu.lg.jp	http://www.city.yabu.hyogo.jp/5674.htm	○			○	○						○													
兵庫県	丹波市	教育委員会学事課学務係	0795-70-0880	gakuj@city.tamba.lg.jp	http://www.city.tamba.hyogo.jp/site/kyoiku/	○			○	○	○					○													
兵庫県	南あわじ市	南あわじ市教育委員会学校教育課	0799-43-5231	gakkou.kyoiku@city.minamiawaji.hyogo.jp	http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/	○			○	○						○													
兵庫県	朝来市	朝来市教育委員会事務局 学校教育課	079-672-4930	gakkoukyoiku@city.asago.lg.jp	http://www.city.asago.hyogo.jp/kyoiku/0000000747.html	○	○		○	○							○						○	前年度認定児童生徒の保護者に教育委員会から申請書を配布					
兵庫県	淡路市	淡路市教育委員会 学校教育課	0799-64-2519	awaji.gakkou@city.awaji.lg.jp	http://cms.city.awaji.lg.jp/soshiki/gakkou/				○	○						○													
兵庫県	宍粟市	教育部教育総務課	0790-63-3121	kyoikusomu-ka@city.shiso.lg.jp	http://www.city.shiso.lg.jp/		○		○	○					○	毎年度、民生委員児童委員向け説明会を実施													
兵庫県	加東市	加東市教育委員会 教育総務課	0795-43-0540	kyoiku-somu@city.kato.lg.jp	http://www.city.kato.lg.jp/index.html				○														○	民生委員児童委員に直接相談に来られた希望者に対し申請書を配布 ・民生委員児童委員自身が困窮の状態を知って取り上げた希望者に対して申請書を配布					
兵庫県	たつの市	教育委員会事務局教育管理部学校教育課	0791-64-3179	gakkokyoiku@city.tatsuno.lg.jp	http://www.city.tatsuno.lg.jp/gakkokyoiku/shuugakushien.html	○			○	○						○	○							制度案内と申請書を同一の用紙に記載し、各学校で全児童生徒に配布					
兵庫県	猪名川町	教育委員会事務局教育振興課	072-766-6000	kyoikushinko@town.inagawa.lg.jp	http://www.town.inagawa.lg.jp/	○			○	○						○													
兵庫県	多可町	教育総務課	0795-32-2384	kyoikusomu@town.taka.lg.jp	https://www.town.taka.lg.jp/kyoiku/	○	○		○	○	○				○	ケーブルテレビで制度の案内、児童扶養手当の面談時に制度の案内													
兵庫県	稲美町	教育政策部教育課教育係	079-492-9149	kyoiku@town.hyogo-inami.lg.jp	http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&fmid=3103	○			○	○						○													
兵庫県	播磨町	教育総務グループ	079-435-0533	kyoikusoumu@town.harima.lg.jp	http://www.town.harima.lg.jp/		○		○	○	○						○												

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																									
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助制度の申請書の配布方法														
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法											(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法						(2)(1)でキに○した場合、その内容								
											ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容						(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法						(2)(1)でキに○した場合、その内容
											ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ. 制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)															
該当団体	43	43	43	43	42	2	30	21	6	27	27	36	9	0	11	11	31	13	6	0	4	2	8	8								
兵庫県	市川町	教育委員会教育課	0790-26-0001	kanri@town.ichikawa.lg.jp	http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/forms/top/top.aspx	https://www.facebook.com/ichikawacho/?ref=hl					○	○	○			○	民生児童委員協議会で制度を周知	○	○					○	当年度に認定を受けた者に対して、次年度の案内を送付							
兵庫県	福崎町	教育委員会学校教育課	0790-22-0560	kyoiku@town.fukusaki.hyogo.jp	http://www.kyoiku.town.fukusaki.hyogo.jp			○	○	○	○	○				○	民生児童委員協議会で制度を周知	○	○													
兵庫県	神河町	神河町教育委員会 教育課(学校教育係)	0790-34-0212	kyoiku@town.kamikawa.hyogo.jp	http://www.town.kamikawa.hyogo.jp		○			○	○	○						○	○													
兵庫県	太子町	教育委員会 管理課	079-277-1016	kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp	http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/kanri/syougakkou/1423466140814.html		○	○				○			○	毎年度、入学説明会で制度を保護者へ説明 毎年度、民生児童委員会にて制度を説明						○	○	○	前年度就学援助申請のあった世帯すべてに申請書等案内文書を郵送							
兵庫県	上郡町	上郡町教育委員会 教育総務課	0791-52-2911	syakai@town.kamigori.lg.jp	http://www.town.kamigori.hyogo.jp		○	○		○	○	○						○														
兵庫県	佐用町	教育委員会教育課企画総務室	0790-82-2424	kyoi-somu@town.sayo.lg.jp	http://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/section/detail.jsp?id=33						○	○						○														
兵庫県	香美町	こども教育課	0796-94-0101	kodomokyoiku@town.mikata-kami.lg.jp	http://www.town.mikata-kami.lg.jp		○					○										○										
兵庫県	新温泉町	新温泉町教育委員会 こども教育課	0796-82-5627	kodomokyoiku@town.shinonsen.lg.jp	https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/			○				○						○	○													
兵庫県	播磨高 原広域 事務 組合 教育 委員 会	播磨高 原広域 事務 組合 教育 委員 会 教育 総務 課	0791-58-0435	kyoiku@harimakogen.jp	http://www.harimakogen.jp/							○										○										
兵庫県	南あわ じ市・ 洲本 市小 中学校 組合	南あわ じ市教 育委員 会学校 教育 課	0799-43-5231	gakko.kyoiku@city.minamiawaji.hyogo.jp	http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/							○	○	○				○														

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																							(2)(1)で「/」又は「/」をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)で「/」をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)で「/」をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、退学、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めてはならない)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めてはならない)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠		目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)					
		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)																									
該当団体	43	27	19	17	17	16	28	13	3	15	16	3	2	8	15	14	22	3	0	14	39	39	39	39	0	0	14	15	43		
兵庫県	神戸市						○										○			○	1.2	課税所得	3年前の年度	266					失業等による所得の減少	20%未満	
兵庫県	姫路市	○															○				1.3	総所得(税引き前)	前年度	248						15%未満	
兵庫県	尼崎市	○					○										○				1.4	課税所得	その他	285					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未満	
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.3	総所得(税引き前)	前年度	428						20%未満	
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1	その他	前年度	287					(2)基準根拠(課税所得等の分類) → 総所得金額	15%未満	
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.3	課税所得	前年度	249						15%未満	
兵庫県	伊丹市	○	○		○		○										○				1.4	その他	その他	274				主となる生計維持者が失業中である場合	【課税所得等の分類】総所得金額 基準額の時期:平成25年4月	10%未満	
兵庫県	伊丹市	○	○		○		○										○				1.16	課税所得	当該年度	284						20%未満	
兵庫県	相生市										○																			5%未満	
兵庫県	豊岡市											○									1.3	その他	その他	292					【課税所得等の分類】合計所得金額【基準額の時期】平成25年度生活保護基準額	10%未満	
兵庫県	加古川市																○				1.2	その他	当該年度	275.4				失業等により生活が不安定となった者	【課税所得等の分類】合計所得金額	15%未満	
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.25	課税所得	3年前の年度	271				民生委員が就学援助を必要と認める場合		15%未満	
兵庫県	西脇市																○				1.2	総所得(税引き前)	その他	205				保護者の死亡、長期療養、失業等	【基準額の時期】平成25年度生活保護基準額	15%未満	
兵庫県	宝塚市		○				○										○				1.3	課税所得	前年度	269						15%未満	
兵庫県	三木市	○	○	○	○	○	○	○		○							○				1.2	総所得(税引き前)	その他	270				特段の事情のある方	【基準額の時期】平成25年度生活保護基準額	20%未満	
兵庫県	高砂市	○					○										○				1.25	総所得(税引き前)	前年度	290					世帯の前年所得金額が認定基準の倍額以下でかつ世帯の前年所得金額に比べてその翌年の見込み所得金額が半額以下の場合	【課税所得等の分類】総所得金額	15%未満
兵庫県	川西市	○															○				1.25	その他	前年度	295						15%未満	
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.2	総所得(税引き前)	前年度	264							15%未満
兵庫県	三田市																○				1.32	課税所得	当該年度	229							10%未満
兵庫県	加西市	○					○										○				1.25	総所得(税引き前)	前年度	266							15%未満
兵庫県	篠山市	○					○										○				1.3	総所得(税引き前)	前年度	291				生計維持者の死亡又は長期療養等が必要となった場合		15%未満	
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.3	課税所得	前年度	286							10%未満
兵庫県	丹波市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.5	課税所得	前年度	291							15%未満
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○										世帯の前年度所得額が所得限度額以下の世帯。所得限度額は児童扶養手当に準じる。		15%未満		
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.3	その他	その他	301					【課税所得等の分類】総所得から社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した額。 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
兵庫県	淡路市																○				1.3	総所得(税引き前)	前年度	216							10%未満
兵庫県	宍粟市	○	○	○			○										○				1.5	総所得(税引き前)	前年度	223				「/」での審査は前年所得であり、その後に世帯所得が低下した等で生活状態が悪くなったと認められる場合については総合的な観点での判定を行う		10%未満	
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.2	総所得額	3年前の年度	245					【現在の基準額】平成27年4月より基準額を変更	15%未満	
兵庫県	たつの市	○															○				1.5	その他	3年前の年度	348					課税所得等の分類 総収入	5%未満	
兵庫県	猪名川町						○										○				1.49	総所得(税引き前)	前年度	320					世帯人数に応じた所得限度額を定め、その範囲内であれば認定としている。		10%未満
兵庫県	多可町	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.25	その他	前年度	252					基準根拠(課税所得等の分類):合計所得金額	15%未満	
兵庫県	稲美町																○				1.2	その他	その他	276					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
兵庫県	播磨町	○															○				1.15	総所得(税引き前)	その他	252					・目安額について、上記の金額に持ち家の世帯は107,000円、賃貸の世帯は1年間の家賃(上限510,000円)を加算。 ・基準根拠(基準額の時期)は4年前の年度。	20%未満	

		II 平成29年度準要保護認定基準																												
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																		(2)(1)でソ、タ又は子に○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額				(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状態や、退学、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)	
該当団体	43	27	19	17	17	16	28	13	3	15	16	3	2	8	15	14	22	3	0	14	39	39	39	39	0	0	14	15	43	
兵庫県	市川町																				1.2	課税所得	前年度	298					10%未満	
兵庫県	福崎町																				1.2	総所得(税引き前)	当該年度	242					10%未満	
兵庫県	神河町						○														1.2	課税所得	前年度	248					10%未満	
兵庫県	太子町																○				1.4	総所得(税引き前)	前年度	233					10%未満	
兵庫県	上郡町	○	○	○	○	○	○	○		○	○																		失業対策事業適格者手帳を有する	10%未満
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○					1.3	総所得(税引き前)	前年度	294					5%未満	
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.3	その他	その他	394					【課税所得等の分類】総所得から社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した額。 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
兵庫県	新温泉町																○				1.3	課税所得	当該年度	289					10%未満	
兵庫県	播磨高原広域事務組合教育委員会	○												○	○						1.5	その他	3年前の年	348					0%未満	
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○	○	○	○	○	○		○	○						○													世帯の前年度所得額が所得限度額以下の世帯。所得限度額は児童扶養手当に準じる。	15%未満

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																						
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項												
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費											
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他			
該当団体	43	0	0	0	1	2	1	43	43	0	0	0	0	1	1	1	43	42	0	7	7	0	0	0	0	1	0	0	22	22	0	20	20	20	2	1	0	27		
兵庫県	神戸市							○	13,650								○	40,600		○	42,170										○	21,490	21,490						・学用品費:一定額支給(1年:11,420円、2~6年:13,650円) ・通学用品費:学用品費を含む	
兵庫県	姫路市							○	13,560								○	40,600													○	21,490	21,490					支給平均額は、平成29年度予算単価による。		
兵庫県	尼崎市							○	11,420								○	20,470													○	21,190	19,000					平均支給額は平成29年度予算単価		
兵庫県	明石市							○	11,420								○	40,600		○	23,200								○	22,000							・平均支給額欄については、平成29年度予算要求単価で記載			
兵庫県	西宮市							○	11,420								○	20,470		○	36,800								○	22,605							「通学費」28年度実績額			
兵庫県	洲本市							○	11,100								○	39,400												○	20,300	20,300					・学用品・通学用品費:1年生11,420円、2年~6年生13,650円(定額) ・実費については29年度予算計上単価			
兵庫県	伊丹市							○	11,420								○	20,470											○	24,820										
兵庫県	相生市							○	11,420								○	40,600												○	29,000							支給平均額は、平成29年度予算単価		
兵庫県	豊岡市							○	11,420								○	40,600												○	31,975									
兵庫県	加古川市							○	11,420								○	40,600													○	21,490	20,998					平均支給額は平成28年度の実績額		
兵庫県	赤穂市							○	11,420								○	40,600											○	27,000							・修学旅行費は予算単価を記入			
兵庫県	西脇市							○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490							
兵庫県	宝塚市							○	13,650								○	20,470		○	22,000										○	23,190	23,290					支給平均額は29年度予算に計上した単価		
兵庫県	三木市							○	14,700								○	19,900											○	20,834										
兵庫県	高砂市							○	13,650								○	40,600													○	21,490	21,490					1年の学用品費は11,420円		
兵庫県	川西市							○	13,650								○	40,600													○	21,490	21,158					・学用品費・通学用品費・・・1年生 11,420円、2から6年生 13,650円		
兵庫県	小野市							○	13,650								○	40,600		○	20,000											○	21,490	21,490					・金額については、平成29年度執行見込額。(新入学学用品費については、当初予算20,470円であるが、40,600円で支給。) ・学用品単価については、1年生11,420円、2~6年生13,650円となる。割合は、1年生:16%、2年生:15%、3年生:17%、4年生:18%、5年生:17%、6年生:17%	
兵庫県	三田市							○	13,650								○	20,470											○	19,046							・28年度実績で記入しています。 ・学用品費:1年生については11,420円(定額)			
兵庫県	加西市							○	11,420								○	40,600											○	28,146										
兵庫県	篠山市							○	11,420								○	40,600											○	21,620							・実費及び上限額の支給平均額はH28年度実績(一人あたりの平均額)			
兵庫県	養父市							○	13,650								○	40,600											○	29,017										
兵庫県	丹波市							○	11,420								○	40,600											○	23,415							・修学旅行費・・・28年度実績額により記入			
兵庫県	南あわじ市							○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490					支給平均額は、平成28年度実績額による。			
兵庫県	朝来市							○	11,420								○	40,600												○	21,490	20,605					・修学旅行費の支給平均額は28年度実績額			
兵庫県	淡路市							○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,456					支給平均額は、平成28年度実績額による。			
兵庫県	宍粟市							○	11,420								○	40,600															○	21,490	21,490					
兵庫県	加東市							○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490								
兵庫県	たつの市							○	11,420								○	40,600											○	30,000										
兵庫県	猪名川町			○	11,420	11,420								○	40,600	40,600														○	24,649							・支給平均額は、28年度の実績額とする。 ・ただし、新入学児童生徒学用品費等については、29年度より上限額を変更したため、29年度執行見込額とする。 ・変遷は、援助の対象としていない。		
兵庫県	多可町							○	11,420								○	40,600											○	27,040							修学旅行費は、29年度予算の1人当たりの平均額。			
兵庫県	稲美町							○	11,420								○	40,600											○	27,339										
兵庫県	播磨町							○	13,650								○	40,600											○	20,000							・学用品費について、1年生は11,420円・2~6年生は13,650円。 ・新入学児童生徒学用品費等は1年生のみ。 ・修学旅行費は平成29年度予算額。			

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1)項目毎の援助額																												(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項									
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
該当団体	43	0	0	0	1	2	1	43	43	0	0	0	1	1	1	43	42	0	7	7	0	0	0	0	1	0	0	22	22	0	20	20	20	2	1	0	27		
兵庫県	市川町						○	13,390								○	18,000													○	25,000	25,000						修学旅行費は28年度実績	
兵庫県	福崎町						○	14,400								○	18,000													○	22,000	22,000							
兵庫県	神河町						○	10,800								○	18,000										○	23,000											
兵庫県	太子町						○	11,420								○	40,600										○	27,000										修学旅行費：平成29年度予算単価	
兵庫県	上郡町						○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490								
兵庫県	佐用町						○	11,420								○	40,600										○	24,714										修学旅行費については、28年度の実績による	
兵庫県	香美町						○	13,650								○	40,600		○	36,500							○	33,000										・平均支給額はH28年度実績額を記入 ・学用品費については1年生は11,420円	
兵庫県	新温泉町						○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490								
兵庫県	播磨高原 広域事務 組合教育 委員会						○	11,420								○	40,800										○	30,000											
兵庫県	南あわじ 市・洲本市 小中学校 組合						○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490								支給平均額は、平成28年度実績額による。

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																											(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容											
		(1) 費用毎の援助額																																						
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費										修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
該当団体	43	0	0	0	1	1	1	43	42	0	0	0	1	1	1	43	42	0	6	6	0	0	0	0	2	1	0	22	22	0	20	20	20	2	1	0	27			
兵庫県	神戸市						○	24,550							○	47,400		○	50,350									○	53,500	53,500										・学用品費:一定額支給(1年:22,320円、2~3年:24,550円) ・通学用品費:学用品費を含む
兵庫県	姫路市						○	24,480							○	47,400												○	57,590	57,790										支給平均額は、平成29年度予算単価による。
兵庫県	尼崎市						○	22,320							○	23,550												○	57,290	52,000										平均支給額は平成29年度予算単価
兵庫県	明石市						○	22,320							○	47,400		○	54,000								○	60,000										・支給平均額欄については、平成29年度予算要求単価で記載		
兵庫県	西宮市						○	22,320							○	26,900		○	63,700								○	52,113									「通学費」28年度実績額			
兵庫県	洲本市						○	21,700							○	46,000											○	54,800	54,800											
兵庫県	芦屋市						○	24,550							○	47,400		○	78,200									○	57,590	57,590										・学用品・通学用品費:1年生22,320円、2年~3年生24,550円(定額) ・実費については29年度予算計上単価
兵庫県	伊丹市						○	22,320							○	23,550										○	63,069													
兵庫県	相生市						○	22,320							○	47,400										○	66,000										支給平均額は、平成29年度予算単価			
兵庫県	豊岡市						○	22,320							○	47,400										○	67,138													
兵庫県	加古川市						○	22,320							○	47,400											○	57,590	57,134										平均支給額は平成28年度実績	
兵庫県	赤穂市						○	22,320							○	47,400										○	71,000										・修学旅行費は予算単価を記入			
兵庫県	西脇市						○	22,320							○	47,400									○	2,100		○	57,590	57,590										
兵庫県	宝塚市						○	24,550							○	23,550		○	26,000								○	59,290	62,290										支給平均額は29年度予算に計上した単価	
兵庫県	三木市						○	26,900							○	22,900									○	67,221														
兵庫県	高砂市						○	24,550							○	47,400											○	57,590	57,590										1年の学用品費は22,320円	
兵庫県	川西市						○	24,550							○	47,400											○	57,590	57,393										・学用品費・通学用品費・・・1年生 22,320円、2・3年生 24,550円	
兵庫県	小野市						○	24,550							○	47,400											○	57,590	57,590										・金額については、平成29年度執行見込額。(新入学学用品費については、当初予算23,560円であるが、47,400円で支給。) ・学用品単価については、1年生22,320円、2~6年生24,550円となる。割合は、1年生:35%、2年生:32%、3年生:33%	
兵庫県	三田市						○	24,550							○	23,550									○	60,199											・28年度実績で記入しています。 ・学用品費:1年生については22,320円(定額)			
兵庫県	加西市						○	22,320							○	47,400									○	59,897														
兵庫県	篠山市						○	22,320							○	47,400									○	66,613											・実費及び上限額の支給平均額はH28年度実績(一人あたりの平均額)			
兵庫県	養父市						○	24,550							○	47,400									○	64,229														
兵庫県	丹波市						○	22,320							○	47,400									○	65,701												・修学旅行費・・・28年度実績額により記入		
兵庫県	南あわじ市						○	22,320							○	47,400										○	57,590	57,590										支給平均額は、平成28年度実績額による。		
兵庫県	朝来市						○	22,320							○	47,400										○	57,590	57,290										・修学旅行費の支給平均額は28年度実績額		
兵庫県	淡路市						○	22,320							○	47,400										○	57,590	57,590										支給平均額は、平成28年度実績額による。		
兵庫県	宍粟市						○	22,320							○	47,400												○	57,590	57,590							○	57,590		
兵庫県	加東市						○	22,320							○	47,400											○	57,590	57,590											
兵庫県	たつの市						○	22,320							○	47,400									○	70,000														
兵庫県	猪名川町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400										○	64,905											・支給平均額は、28年度の実績額とする。 ・ただし、新入学児童生徒学用品費等については、29年度より上限額を変更したため、29年度執行見込額とする。 ・空欄は、援助の対象としていない。				
兵庫県	多可町						○	22,320							○	47,400									○	58,733											修学旅行費は、29年度予算の1人当たりの平均額。			
兵庫県	稲美町						○	22,320							○	47,400									○	59,092														
兵庫県	播磨町						○	24,550							○	47,400									○	60,000											・学用品費について、1年生は22,320円・2・3年生は24,550円。 ・新入学児童生徒学用品費等は1年生のみ。 ・修学旅行費は平成29年度予算額。			

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容												
		(1) 費用毎の援助額																																								
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他							
該当団体	43	0	0	0	1	1	1	43	42	0	0	0	1	1	1	43	42	0	6	6	0	0	0	0	2	1	0	22	22	0	20	20	20	2	1	0	27					
兵庫県	市川町						○	23,960								○	20,000																				修学旅行費は28年度実績					
兵庫県	福嶋町						○	25,920								○	20,000																									
兵庫県	神河町						○	21,600								○	20,000											○	60,000													
兵庫県	太子町						○	22,320								○	47,400											○	74,000											修学旅行費:平成29年度予算単価		
兵庫県	上郡町						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590											
兵庫県	佐用町						○	22,320								○	47,400											○	54,597											修学旅行費については、28年度の実績による		
兵庫県	香美町						○	24,550								○	47,400		○	93,000								○	64,500											平均支給額はH28年度実績額を記入 学用品費については1年生は22,320円		
兵庫県	新温泉町						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590											
兵庫県	播磨高原 広域事務 組合教育 委員会						○	22,320								○	47,400											○	70,000													
兵庫県	南あわじ 市・洲本市 小中学校 組合						○	22,320								○	47,400													○	57,590	57,590										支給平均額は、平成28年度実績額による。

①都道府県	②市町村	IV その他				自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組				
		ア. 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ. 取組 を行っている(把握 している)	イに○をした場合、その内容		
該当団体	43	35	8	8	1	
兵庫県	神戸市	○				
兵庫県	姫路市		○	不要となった卒業生の制服を保管しておき、必要な場合貸与している。		
兵庫県	尼崎市	○				
兵庫県	明石市		○	希望する生徒への制服、体操服のリサイクル		
兵庫県	西宮市	○				
兵庫県	洲本市	○				
兵庫県	芦屋市		○	各小・中学校のPTAが中心となり、制服や学用品を集めて、希望者に提供している。		
兵庫県	伊丹市	○				
兵庫県	相生市	○				
兵庫県	豊岡市		○	制服リサイクル		
兵庫県	加古川市	○				
兵庫県	赤穂市	○				
兵庫県	西脇市	○				
兵庫県	宝塚市	○				
兵庫県	三木市	○				
兵庫県	高砂市	○				
兵庫県	川西市	○				
兵庫県	小野市	○				
兵庫県	三田市	○				
兵庫県	加西市	○				
兵庫県	篠山市	○				
兵庫県	養父市		○	制服交換やスキーウェアの交換等		
兵庫県	丹波市	○				
兵庫県	南あわじ市	○				
兵庫県	朝来市	○				
兵庫県	淡路市	○				
兵庫県	宍粟市	○			(認定基準の変更) 一部引上げ緩和…認定項目の追加(「Ⅱ(1)ア・イ・ウ・カ」の項目) 一部引下げ縮小…所得審査における生活保護基準額に準ずる率の引下げ(「2.6」→「1.5」) (援助項目の追加) H29年度より「生徒会費」「PTA会費」を追加援助	
兵庫県	加東市	○				
兵庫県	たつの市	○				
兵庫県	猪名川町	○				
兵庫県	多可町		○	学校行事でのリサイクルバザーで、制服・体操服等のリサイクル		
兵庫県	稲美町	○				
兵庫県	播磨町	○				

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特に取組を行っている(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)		
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	43	35	8	8	1
兵庫県	市川町		○	教委から卒業する小学生の保護者へランドセルの寄付を募り、希望する者へ無料提供する。	
兵庫県	福崎町	○			
兵庫県	神河町		○	制服・通学バック等のリサイクル(学校で実施)	
兵庫県	太子町	○			
兵庫県	上郡町	○			
兵庫県	佐用町	○			
兵庫県	香美町	○			
兵庫県	新温泉町	○			
兵庫県	播磨高原 広域事務 組合教育 委員会	○			
兵庫県	南あわじ 市・洲本市 小中学校 組合	○			